



市章

# 大和高田市公報



## 目次

### 規則

- 市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…………… (企画法制課) …… 3
- 大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則… (会計課) …… 4
- 大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企画整備課) …… 7
- 大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則…………… (病院総務課) …… 9
- 大和高田市消防団規則の一部を改正する規則…………… (自治振興課) …… 10
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則…………… ( ) …… 10
- 大和高田市駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) …… 10
- JR高田駅東側広場管理条例施行規則…………… ( ) …… 21

### 告示

- コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示… (自治振興課) …… 31
- コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示… (自治振興課) …… 32
- 大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示…………… (契約監理室) …… 32
- 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… (環境衛生課) …… 33
- 市営斎場使用料収納事務の委託…………… ( ) …… 34
- し尿くみ取り手数料集金事務の委託…………… ( ) …… 34
- 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)等の要領の公表…………… (財政課) …… 34
- 大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示…………… (保険医療課) …… 39
- 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示…………… (人権施策課) …… 39
- 電子公印の使用…………… (財産管理課) …… 40
- 放置自転車等の移動・保管…………… (生活安全課) …… 40
- 違反広告物の保管…………… (都市計画課) …… 41
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表…………… (市民課) …… 42
- 引取りのない放置自転車等の処分…………… (生活安全課) …… 44
- 公示送達…………… (収納対策室) …… 44
- 公示送達…………… (保険医療課) …… 45
- 放置自転車等の移動・保管…………… (生活安全課) …… 45
- 5月市議会臨時会の招集…………… (財政課) …… 46

**公告**

- 大和高田市空家等実態調査及び対策計画策定支援業務に関する条件付き  
一般競争入札公告……………(契約監理室) ……46
- 平成29年度庁用バス運行业務委託に関する条件付き一般競争入札公告  
……………( ) ……49
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……52
- 農用地利用集積計画の縦覧……………( ) ……52
- 農用地利用集積計画の縦覧……………( ) ……52
- 大和高田市文化会館トイレ洋式化改修工事に関する条件付き一般競争  
入札公告……………(契約監理室) ……52
- 大和高田市立病院医事業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式  
で行う公告……………(病院医事課) ……55
- 一般焼却炉1号ガス冷却室更新工事に関する条件付き一般競争入札公告  
……………(契約監理室) ……57
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……60
- 教育委員会**
- 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する  
規則……………(生涯学習課) ……60
- 教育委員会4月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……61
- 選挙管理委員会**
- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……62
- 農業委員会**
- 農業委員会5月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……62
- 公営企業**
- 大和高田市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取  
り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納  
取扱金融機関の指定について廃止する告示……………(水道総務課) ……62
- 大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納  
及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務  
の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について……………( ) ……63
- 水道事業指定給水装置工事事業者の廃止……………( ) ……63
- 水道事業指定給水装置工事事業者の指定……………( ) ……63
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(築山第2工区)に関する条件付き  
一般競争入札公告……………(水道総務課) ……64
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(築山第1工区)に関する条件付き  
一般競争入札公告……………( ) ……67
- 給配水管移設工事(G04)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……70

**規 則**

**規則第34号**

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

市長が保有する公文書の開示に関する規則及び市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(市長が保有する公文書の開示に関する規則の一部改正)

第1条 市長が保有する公文書の開示に関する規則（平成11年規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「

開示の場所	<input type="checkbox"/> 情報公開室 <input type="checkbox"/>
-------	--

」を

「

開示の場所	
-------	--

」に、「情報公開室」を

「 課」に改める。

様式第3号中「

開示の場所	<input type="checkbox"/> 情報公開室 <input type="checkbox"/>
-------	--

」を

「

開示の場所	
-------	--

」に、「60日」を「3月」

に、「異議申立て」を「審査請求」に、「前期の」を「上記の」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「情報公開室」を「 課」に改める。

様式第4号中、様式第5号、様式第6号及び様式第11号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「前期の」を「上記の」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「第 号」を削る。

様式第10号中「

	開示の場所 <input type="checkbox"/> 企画法制課 <input type="checkbox"/>
」を	
「	
開示の場所	
」に、「企画法制課」を	
「 課」に改める。	
様式第11号中「	
開示の場所	<input type="checkbox"/> 企画法制課 <input type="checkbox"/>
」を	
「	
開示の場所	
」に、「60日」を「3月」	
に、「異議申立て」を「審査請求」に、「前期の」を「上記の」に、「対する決定」を「対する裁決」	
に、「企画法制課」を「 課」に改める。	
様式第12号、様式第13号、様式第15号、様式第18号、様式第21号、様式第22号、様式第26号、	
様式第27号、様式第31号及び様式第32号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「前期の」を「上記の」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。	
附 則	
この規則は、平成28年4月1日から施行する。	
<hr/>	
<b>規則第1号</b>	
大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。	
平成29年1月19日	
大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則の一部を改正する規則	
大和高田市口座振替に関する収納事務取扱規則（平成21年規則第10号）の一部を次のように改正する。	
第2条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。	
(10) 学校給食費	
様式第1号を次のように改める。	
様式第1号（第6条関係）	
（表面）	
大和高田市口座振替依頼書（自動払込利用申込書）兼口座振替解約届（自動払込利用廃止届書）	
依頼（申込み）日 年 月 日	
取扱金融機関 御中	
・区分[解約（廃止）される場合のみ、枠内の□に「レ」を入れてください。]	
区 分	種 目

新規	166	私は、下記のとおり口座振替（自動払込）により納付したいので、裏面の約定事項を確認のうえ依頼（申込み）します。
<input type="checkbox"/> 解約（廃止）	176	私は、下記のとおり口座振替（自動払込）していましたが、解約（廃止）します。

・納入義務者（納入義務者ごとに1通の依頼（申込み）が必要です。）

納入義務者住所		
フリガナ		電話番号
納入義務者氏名		

・口座振替（自動払込）を希望する指定口座（金融機関とゆうちょ銀行の併用はできませんので、どちらか一方に記入してください。）

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)  (ゆうちょ銀行以外)	銀行・信金・農協・労金	店・支店・支所・出張所			
	種目	口座番号(右詰め)			
	1 普通 2 当座 3 納税準備(市税のみ)	:	:	:	:
ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は※にご記入下さい)	通帳番号(右詰め)			
	1 : : : : 0 ※	:	:	:	:
	振込先口座番号	振込先加入者名			
	00900 - 2 - 9603 69	大和高田市会計管理者			
口座名義人住所				届 出 印	
フリガナ	電話番号				
口座名義人氏名					

・口座振替（自動払込）を希望する対象科目の枠内の□に「レ」を入れてください。(児童ホーム保育料及び水洗便所改造資金貸付償還金の口座振替は南都銀行のみの取扱いとなります。)

対象科目	種別	固有番号等	納入方法	振替(払込)開始(廃止)時期
<input type="checkbox"/> 市県民税(普通徴収分)	35	通知書番号( )	全期前納 期別納付	年度分から 年度第 期分から
<input type="checkbox"/> 固定資産税 都市計画税	35	・個人分 通知書番号( )	全期前納 期別納付	年度分から 年度第 期分から
		・共有分 通知書番号( )	全期前納 期別納付	年度分から 年度第 期分から
<input type="checkbox"/> 軽自動車税	35	通知書番号( )	年1回	年度分から
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税	35	通知書番号( )	期別納付	年度第 期分から
<input type="checkbox"/> 介護保険料	28	被保険者番号( )	期別納付	年度第 期分から
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料	28	被保険者番号( )	期別納付	年度第 期分から
<input type="checkbox"/> 保育所保育料	30	児童名( ) 施設名( )	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 幼稚園保育料	/	児童名( ) 施設名( )	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 児童ホーム保育料	/	児童名( ) 児童ホーム名( 児童ホーム)	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 学校給食費	30	児童名( ) 学校名( ) 生年月日( . . )	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 住宅使用料	25	住宅名( ) CD( - )	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> し尿処理手数料	30	地区コード( ) 整理番号( )	期別納付	年 月分から
<input type="checkbox"/> 水洗便所改造資金貸付償還金	/		期別納付	年 月分から

・振替(払込)日は、市の指定する日です。土・日・祝日の場合は翌営業日となります。  
金融機関使用欄(ゆうちょ銀行を除く。) ※金融機関でご記入ください。(ゆうちょ銀行を除く。)

検印	照合	受付

金融機関コード				支店コード		

取扱店 日附印	
------------	--

(金融機関控)

【約定事項】と【問合せ先】は、裏面をご覧ください。

（裏面）

**【約定事項】**

1. 預金の払出手続については、指定した預金の約定にかかわらず、当座小切手の振出し又は預金通帳及び同払戻請求書の提出をいたしませんから、貴店（所）所定の方法で処理してください。
2. 所定の振替日に指定口座の残額が納入通知書等に記載の金額に満たないときは、私に通知することなく当該納入通知書等を返却されても異議ありません。
3. この口座振替契約を変更又は解約するときは、私から貴店（所）に「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）兼口座振替解約届（自動払込利用廃止届書）」を提出します。
4. この口座振替契約は、私が「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）兼口座振替解約届（自動払込利用廃止届書）」により解約の届出をした場合及び指定口座を解約した場合を除き、翌年度以降も継続してください。
5. この依頼書により振替納付した対象科目については領収書を請求いたしません。
6. この口座振替契約を大和高田市又は取扱金融機関が必要と認めたときは、解約されても異議ありません。
7. この口座振替について、万が一紛議が生じても貴店（所）にご迷惑をおかけしません。

※ただし、ゆうちょ銀行をご指定の場合は上記とは別の自動払込規定が適用されますので、詳しくはゆうちょ銀行にお尋ねください。

**【問合せ先】**

奈良県大和高田市大字大和100番地1 大和高田市役所 Tel 0745-22-1101  
(代表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成した様式用の紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができるものとする。

---

規則第6号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則（平成11年規則第49号）  
の一部を次のように改正する。

別表中

「

家具	いす類	いす、座椅子（1人用）	300円
		いす、座椅子（2人用）	600円
		ソファー（1人用）	600円
		ソファー（2人用）	900円
		ソファー（3人用以上）	1,200円
	鏡台、ドレッサー	幅が80cm未満のもの	600円
		幅が80cm以上のもの	900円
	机、こたつ台	全辺とも100cm未満のもの	300円
		一辺が100cm以上のもの	600円
		二辺が100cm以上のもの	900円
	机（引出し付きのもの）	全辺とも100cm未満のもの	600円
		一辺が100cm以上のもの	900円
		二辺が100cm以上のもの	1,200円
	たんす、下駄箱	全辺とも100cm未満のもの	600円
		一辺が100cm以上のもの	900円
		二辺が100cm以上のもの	1,200円
	本箱、食器棚、ワゴン、三段ボックス等	全辺とも100cm未満のもの	300円
		一辺が100cm以上のもの	600円
		二辺が100cm以上のもの	900円
	寝具	ベッド本体	ベビーベッド
シングルベッド、2段ベッド（1段につき）			900円
セミダブル以上のベッド、ソファーベッド			1,200円
ベッドマット		スプリングの入っていないものに限る。	300円
電化製品	衣類乾燥機		600円
	照明器具	電球の合計ワット数が30ワット未満のもの	300円
		電球の合計ワット数が30ワット以上のもの	600円
	ラジカセ、ラジオ	幅が50cm未満のもの	300円
		幅が50cm以上のもの	600円
	ステレオ、カラオケ装置、ビデオデッキ、DV	アンプ、チューナー等が別個のもの（1個につき）	300円
	アンプ、チューナー等が一体式で幅が	600円	

Dプレイヤー	50cm未満のもの	
	アンプ、チューナー等が一体式で幅が50cm以上のもの	900円
スピーカー	全辺が50cm未満のもの(2個1組まで)	300円
	一辺が50cm以上のもの(1個につき)	300円
生ごみ処理機	電気式のものに限る。	600円

」を

「

家具	いす類	いす、座椅子(最大の辺又は径が100cm未満のもの)	300円	
		いす、座椅子(最大の辺又は径が100cm以上のもの)	600円	
		ソファ(最大の辺又は径が100cm未満のもの)	600円	
		ソファ(最大の辺又は径が100cm以上180cm未満のもの)	900円	
		ソファ(最大の辺又は径が180cm以上のもの)	1,200円	
	鏡台、ドレッサー	幅が80cm未満のもの	600円	
		幅が80cm以上のもの	900円	
	机(引出しのないもの)、こたつ台(天板を含む。)	最大の辺又は径が100cm未満のもの	300円	
		最大の辺又は径が100cm以上のもの	600円	
		二辺が100cm以上のもの	900円	
	机(引出し付きのもの。本棚付きのものを含む。)	最大の辺又は径が100cm未満のもの	600円	
		最大の辺又は径が100cm以上のもの	900円	
		二辺が100cm以上のもの	1,200円	
	たんす、下駄箱、本箱、食器棚、ワゴン、三段ボックス等(分割式の物は、組み立てた状態)	全辺とも50cm未満のもの	300円	
		最大の辺が50cm以上100cm未満のもの	600円	
		最大の辺が100cm以上のもの	900円	
		二辺が100cm以上のもの	1,200円	
	寝具	ベッド本体	ベビーベッド	600円
			シングルベッド、2段ベッド(1段につき)	900円
			セミダブル以上のベッド、ソファベッド	1,200円
マットレス			300円	



電化製品	照明器具	電球の合計ワット数が30ワット未満のもの	300円
		電球の合計ワット数が30ワット以上のもの	600円
	ラジカセ、ラジオ	幅が50cm未満のもの	300円
		幅が50cm以上のもの	600円
	ステレオ、カラオケ装置、ビデオデッキ、DVDプレイヤー	アンプ、チューナー等が別個のもの（1個につき）	300円
		アンプ、チューナー等が一体式で幅が50cm未満のもの	600円
		アンプ、チューナー等が一体式で幅が50cm以上のもの	900円
	スピーカー	全辺が50cm未満のもの（2個1組まで）	300円
		一辺が50cm以上のもの（1個につき）	300円
	生ごみ処理機	電気式のものに限る。	600円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**規則第9号**

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院資格等手当支給規則（平成26年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「医学物理士」を「一般財団法人医学物理士認定機構が認定した医学物理士」に改め、同項第3号中「放射線治療専門放射線技師」を「日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定した放射線治療専門放射線技師」に改め、同項第4号中「放射線治療品質管理士」を「放射線治療品質管理機構が認定した放射線治療品質管理士」に改め、同項第5号中「医療分野ごとの専門看護師」を「公益社団法人日本看護協会が認定した専門看護師」に改め、同項第7号を第8号とし、同項第6号中「医療分野ごとの認定看護師」を「公益社団法人日本看護協会が認定した認定看護師」に改め、同号を第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を修了した看護師 4,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の大和高田市立病院資格等手当支給規則第3条第6号の規定は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に行われる資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、施行日前に行われた資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給について

は、なお従前の例による。

#### 規則第10号

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則（昭和36年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5分団の項中「礪野町2番18号」を「大字礪野361番地3」に改め、同表第7分団の項中「469番地」を「469番地2」に改め、同表女性消防団の項中「100番地の1」を「100番地1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 規則第11号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第37号の3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104, 950円」を「105, 130円」に、「57, 030円」を「57, 110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 480円」を「52, 570円」に、「28, 520円」を「28, 560円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

#### 規則第12号

大和高田市駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市駅前広場管理条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市駅前広場管理条例施行規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則

第1条中「大和高田市駅前広場管理条例」を「近鉄大和高田駅前広場管理条例」に改める。

第3条を削る。

第2条第1項中「大和高田市駅前広場（以下「駅前広場」という。）」を「近鉄大和高田駅前広場」に改め、「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「駅前広場使用許可申請書」を「近鉄大和高田駅前広場使用許可申請書」に、「を市長に」を「に次に掲げる書類を添えて市長に」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 使用内容の詳細が記載された事業計画書等
- (2) 使用する範囲及び付近の見取図
- (3) 団体が申請する場合にあつては、当該団体の規約その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による申請の受付期間は、近鉄大和高田駅前広場を使用しようとする日の3月前から14日前までとし、受付時間は、午前9時から14日前の午後5時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、近鉄大和高田駅前広場の使用を許可したときは、近鉄大和高田駅前広場使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により、当該広場の使用を許可しないときは、近鉄大和高田駅前広場使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

第2条に次の2項を加え、同条を第3条とする。

4 前項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた使用に際し、許可書を携帯するとともに、市長の指定する者（以下「係員」という。）の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 使用者のうち条例第4条第1項第1号の規定による使用について許可を受けたものが、当該使用の許可を受けた期間の満了後も引き続き近鉄大和高田駅前広場を使用しようとするときは、当該使用の許可を受けた期間が満了する1月前までに第1項の規定による申請を行わなければならない。この場合において、市長が特に必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第1条の次に次の1条を加える。

（使用期間）

第2条 条例第4条第1項の規定により近鉄大和高田駅前広場を使用する場合において、引き続き当該広場を使用できる期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のために使用する行為 1年
- (2) 広告物を掲出する行為 30日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、近鉄大和高田駅前広場の全部又は一部を使用する行為 7日

第4条及び第5条を次のように改める。

（使用の許可の変更申請）

第4条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに近鉄大和高田駅前広場使用許可変更申請書（様式第4号）に変更前の許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可を受けた事項の変更を承認したときは、近鉄大和高田駅前広場使用許可変更承認通知書（様式第5号。以下「変更承認通知書」という。）を使用者に交付するものとする。

3 前項の規定により使用の許可を受けた事項の変更を承認された者は、当該許可を受けた事項の変更を承認された使用に際し、変更承認通知書を携帯するとともに、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の許可の取下げ）

第5条 使用者は、近鉄大和高田駅前広場の使用の許可を取り下げようとするときは、直ちに近鉄大和高田駅前広場使用許可取下げ申請書（様式第6号）に取下げ前の許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可の取下げを承認したときは、近鉄大和高田駅前広場使用許可取下げ承認通知書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。

第6条の見出し中「の徴収」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

条例第6条の規則で定める使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が大和高田市の休日を定める条例に定める市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

（1） 使用期間が1年の場合

ア 4月分から9月分までの使用料 4月分の属する年の4月30日まで。

イ 10月分から翌年3月分までの使用料 10月分の属する年の10月31日まで。

（2） 使用期間が1年未満の場合 当該使用に係る使用の許可を受けたとき。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（使用料の減免）

第7条 条例第7条の規定により近鉄大和高田駅前広場の使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき 全額

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額

2 前項第2号の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、近鉄大和高田駅前広場使用料減免申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第8条ただし書の規定により近鉄大和高田駅前広場の使用料を還付することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額

（2） 使用者が、当該使用の許可に基づき使用する日（以下「使用日」という。）の14日前までに当該使用の許可の取下げの申請を行い、これが承認されたとき 半額

（3） 使用者が、前号に定める期日までに当該使用の許可を受けた事項を変更する申請を行い、これが承認され、既納の使用料に過納が生じたとき 過納額の半額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、近鉄大和高田駅前広場使用料還付申請書兼還付金領収書（様式第9号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該還付を受けようとする者が近鉄大和高田駅前広場使用許可変更承認通

知書の交付を受けているときは、当該通知書を提示しなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 何人も近鉄大和高田駅前広場を損傷したとき、又は汚損したときは、直ちに近鉄大和高田駅前広場損傷等届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

種別	使用料
条例第4条第1項第1号に掲げる行為	バス1台当たり1月につき 12,000円
	タクシー1台当たり1月につき 5,000円
条例第4条第1項第2号に掲げる行為	使用面積1平方メートルにつき1日 15円
条例第4条第1項第3号及び第4号に掲げる行為	大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）に規定する占用料の例による。
条例第4条第1項第5号に掲げる行為	前2項に準じて市長が定める額

備考

- 1 使用料の算出の基礎となる使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
  - 2 使用料の算出の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、当該使用面積を1平方メートルとみなす。
  - 3 使用料の額が月額で定められている場合において、使用期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、これを1月として計算する。
  - 4 使用料の額が日額で定められている場合において、使用期間が1日に満たないとき、又は1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。
- 様式第1号、様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

近鉄大和高田駅前広場使用許可申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
 氏名  
 電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで （ 日間）
使用目的	
使用内容	
	（行事名称がある場合には、当該行事の名称を記入してください。）

使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	・関係機関等との調整の経過等

様式第2号（第3条関係）

近鉄大和高田駅前広場使用許可書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、 年 月 日付け申請のあった  
使用の申請について、次のとおり許可します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
使用料	円（使用面積 m <sup>2</sup> ）
許可に当たって付す条件	
備考	

様式第3号（第3条関係）

近鉄大和高田駅前広場使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付け申請のあった駅前広場の使用許可の申請について、次のとおり許可しないことに決定したので通知します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
不許可の理由	

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号の次に次の7様式を加える。

様式第4号(第4条関係)

近鉄大和高田駅前広場使用許可変更申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可を受けた事項の変更を申請します。

使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで ( 日間)	
使用内容		
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号	
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		

〈以下職員記入欄〉

使用許可番号No.

使用料精算額	既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	円	円	円

様式第5号(第4条関係)

近鉄大和高田駅前広場使用許可変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可を受けた事項の変更を承認します。



使用許可番号			
使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで ( 日間)		
使用内容			
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号		
変更事項	変更前	変更後	
備考			

使用料精算額	既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	円	円	円

様式第6号(第5条関係)

近鉄大和高田駅前広場使用許可取下げ申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の取下げを申請します。

使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	

使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	

〈以下職員記入欄〉

使用許可番号No.

既納の使用料	還付額
円	円

様式第7号(第5条関係)

近鉄大和高田駅前広場使用許可取下げ承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の取下げを承認します。

使用許可番号	
使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号

そ の 他	
-------	--

使用料精算額	既納の使用料	過納額
	円	円

様式第8号（第7条関係）

近鉄大和高田駅前広場使用料減免申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
	(行事名称がある場合には、当該行事の名称を記入してください。)
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
減免を受けようとする理由	

様式第9号(第8条関係)

近鉄大和高田駅前広場使用料還付申請書兼還付金領収書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで ( 日間)
使用内容	
還付申請額	
還付を申請する理由	
交付を受けている書類(使用許可書、使用許可変更承認通知書又は使用許可取下げ承認通知書)の番号を記載してください。	

還付金領収書

還付額 円(市記載)

上記還付金を正に領収しました。

年 月 日

還付申請者氏名 印

様式第10号(第9条関係)

近鉄大和高田駅前広場損傷等届

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 住所 〒  
氏名  
電話番号

近鉄大和高田駅前広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり届け出ます。

損傷の日時	年 月 日 時
損傷物件	

損傷の内容	
発生理由	
損傷をした者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	・状況写真等

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の大和高田市駅前広場管理条例施行規則の規定は、この規則の公布の日（以下「公布日」という。）以後に申請された近鉄大和高田駅前広場の使用について適用し、公布日前に申請された近鉄大和高田駅前広場の使用については、なお従前の例による。

規則第13号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、J R 高田駅東側広場管理条例（平成28年条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用期間）

第2条 条例第4条第1項の規定により J R 高田駅東側広場を使用する場合において、引き続き当該広場を使用できる期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（1） 広告物を掲出する行為 30日

（2） 前号に掲げるもののほか、J R 高田駅東側広場の全部又は一部を使用する行為 7日

（使用の申請）

第3条 条例第4条第1項の規定により J R 高田駅東側広場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、J R 高田駅東側広場使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 使用内容の詳細が記載された事業計画書等

- (2) 使用する範囲及び付近の見取図
- (3) 団体が申請する場合にあっては、当該団体の規約その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請の受付期間は、J R高田駅東側広場を使用しようとする日の3月前から14日前までとし、受付時間は、午前9時から14日前の午後5時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、J R高田駅東側広場の使用を許可したときは、J R高田駅東側広場使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）により、当該広場の使用を許可しないときは、J R高田駅東側広場使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた使用に際し、許可書を携帯するとともに、市長の指定する者（以下「係員」という。）の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- （使用の許可の変更申請）
- 第4条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちにJ R高田駅東側広場使用許可変更申請書（様式第4号）に変更前の許可書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可を受けた事項の変更を承認したときは、J R高田駅東側広場使用許可変更承認通知書（様式第5号。以下「変更承認通知書」という。）を使用者に交付するものとする。
- 3 前項の規定により使用の許可を受けた事項の変更を承認された者は、当該許可を受けた事項の変更を承認された使用に際し、変更承認通知書を携帯するとともに、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- （使用の許可の取下げ）
- 第5条 使用者は、J R高田駅東側広場の使用の許可を取り下げようとするときは、直ちにJ R高田駅東側広場使用許可取下げ申請書（様式第6号）に取下げ前の許可書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可の取下げを承認したときは、J R高田駅東側広場使用許可取下げ承認通知書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。
- （使用料）
- 第6条 条例第6条の規則で定める使用料は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の使用料は、当該使用に係る使用の許可を受けたときに納付しなければならない。
- （使用料の減免）
- 第7条 条例第7条の規定によりJ R高田駅東側広場の使用料を減額し、又は免除することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める額
- 2 前項第2号の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、J R高田駅東側広場使用料減免申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- （使用料の還付）
- 第8条 条例第8条ただし書の規定によりJ R高田駅東側広場の使用料を還付することができる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用者が当該使用の許可に基づき使用する日（以下「使用日」という。）の14日前までに当該使用の許可の取下げの申請を行い、これが承認されたとき 半額
- (3) 使用者が前号に定める期日までに当該使用の許可を受けた事項を変更する申請を行い、これが承認され、既納の使用料に過納が生じたとき 過納額の半額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、JR高田駅東側広場使用料還付申請書兼還付金領収書（様式第9号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該還付を受けようとする者がJR高田駅東側広場使用許可変更承認通知書の交付を受けているときは当該通知書を、JR高田駅東側広場使用許可取下げ承認通知書の交付を受けているときは当該通知書を提示しなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 何人もJR高田駅東側広場を損傷したとき、又は汚損したときは、直ちにJR高田駅東側広場損傷等届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

使用区分	使用料
条例第4条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる行為	使用面積1平方メートルにつき1日 15円
条例第4条第1項第3号及び第7号に掲げる行為	大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）に規定する占用料の例による。
条例第4条第1項第8号に掲げる行為	前2項に準じて市長が定める額

備考

- 1 使用料の算出の基礎となる使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 2 使用料の算出の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、当該使用面積を1平方メートルとみなす。
- 3 使用料を算出する場合において、使用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

様式第1号（第3条関係）

J R 高田駅東側広場使用許可申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から
	年 月 日（曜日） 時 分まで ( 日間)

使用目的	
使用内容	
	(行事名称がある場合には、当該行事の名称を記入してください。)
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	・関係機関等との調整の経過等
	・飲食物の提供及び物品販売の提供の有無等

様式第2号（第3条関係）

J R 高田駅東側広場使用許可書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、 年 月 日付け申請のあった使用の申請について、次のとおり許可します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
使用料	円（使用面積 m <sup>2</sup> ）



許可に当たって付す条件	
備 考	

様式第3号（第3条関係）

J R 高田駅東側広場使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付け申請のあった駅前広場の使用許可の申請について、次のとおり許可しないことに決定したので通知します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
不許可の理由	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

J R 高田駅東側広場使用許可変更申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可を受けた事項の変更を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで ( 日間)	
使用内容		
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号	
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		

〈以下職員記入欄〉

使用許可番号No.

使用料精算額	既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	円	円	円

様式第5号（第4条関係）

J R 高田駅東側広場使用許可変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可を受けた事項の変更を承認します。

使用許可番号	
使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで

	（ 日間）	
使用内容		
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号	
変更事項	変更前	変更後
備考		

使用料精算額	既納の使用料	変更後使用料	過不足額
	円	円	円

様式第6号（第5条関係）

J R 高田駅東側広場使用許可取下げ申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の取下げを申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで （ 日間）
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	

〈以下職員記入欄〉

使用許可番号No.

既納の使用料	還付額
円	円

様式第7号(第5条関係)

J R 高田駅東側広場使用許可取下げ承認通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用許可の取下げを承認します。

使用許可番号	
使用日時(期間)	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	

使用料精算額	既納の使用料	過納額
	円	円

様式第8号（第7条関係）

J R 高田駅東側広場使用料減免申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで ( 日間)
使用目的	
使用内容	
	(行事名称がある場合には、当該行事の名称を記入してください。)
使用場所	
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号
減免を受けようとする理由	

様式第9号（第8条関係）

J R 高田駅東側広場使用料還付申請書兼還付金領収書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所 〒  
氏名  
電話番号

J R 高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

使用日時（期間）	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで ( 日間)
使用内容	
還付申請額	円

還付を申請する理由	
交付を受けている書類（使用許可書、使用許可変更承認通知書又は使用許可取下げ承認通知書）の番号を記載してください。	

還付金領収書

還付額 円（市記載）

上記還付金を正に領収しました。

年 月 日

還付申請者氏名 印

様式第10号（第9条関係）

J R高田駅東側広場損傷等届

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 住所 〒

氏名

電話番号

J R高田駅東側広場管理条例施行規則の規定により、次のとおり届け出ます。

損傷の日時	年 月 日 時
損傷物件	
損傷の内容	
発生理由	
損傷をした者	住所 〒 氏名 電話番号
その他	・状況写真等

**告 示****告示第30号**

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱(平成13年告示第130号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに70歳以上の者に対して、きぼう号カード(別記様式)」を「有し、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は70歳以上の者に対して、きぼう号カード(市内公共施設バス優待乗車証)(様式第1号)」に改め、同条第2項を第4項とし、同項を次のように改める。

4 第1項のきぼう号カード(市内公共施設バス優待乗車証)又は第2項のきぼう号カード(バス優待乗車証)の交付を受けた者の運賃は、当該カードを提示することにより、無料とする。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、本市に住所を有し、かつ、健康保険法(昭和40年法律第141号)第16条第1項に規定する母子健康福祉手帳の交付を受けている妊婦に対して、きぼう号カード(バス優待乗車証)(様式第2号)を交付する。

3 前項のきぼう号カード(バス優待乗車証)の有効期間は、交付の日から当該交付を受けた妊婦に係る出産予定日の属する月の翌月の末日までとする。

第7条を次のように改める。

(介護者の運賃)

第7条 第1種障害者手帳を有する被介護者(以下「被介護者」という。)を介護するために当該被介護者と同乗する介護者(以下「介護者」という。)の運賃は、当該同乗する被介護者に係る第1種障害者手帳及び前条第1項の規定により当該被介護者が交付を受けたきぼう号カード(市内公共施設バス優待乗車証)を提示することにより、被介護者1人につき介護者1人を無料とする。

第9条を第10条とする。

第8条中「責」を「責め」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(子ども同伴者の運賃)

第8条 小学校就学の始期に達するまでの子ども(以下「未就学児」という。)を同伴して乗車する者(以下「子ども同伴者」という。)の運賃は、同伴して乗車する未就学児1人につき子ども同伴者1人を無料とする。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条関係）



整理番号	
住所	大和高田市
氏名	
使用期限	年 月末日
発行者名及び印	大和高田市長 印

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**告示第117号の2**

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年10月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱の一部を改正する告示

コミュニティバスきぼう号の運行に関する要綱（平成13年告示第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「12月27日」を「12月30日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

**告示第136号**

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成18年告示第162号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「措置要綱」を「大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号ウ中「、その属する」を「その属する」に改め、同号エ中「、暴力団」を「暴力団」に改め、同号オ中「ウ及びエ」を「ウからオまで」に、「、暴力団」を「暴力団」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

第2条第1項中第6号を第5号とする。

第6条第1項第5号中「第2条第1項第7号アからオまで」を「第2条第1項第5号アからカまで」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に、

「



固定資産税（都市計画税を含む。）	固定資産税（都市計画税を含む。）
軽自動車税	軽自動車税

」を

「

固定資産税（都市計画税を含む。）	固定資産税（都市計画税を含む。）
------------------	------------------

」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第36号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「ただし、経済産業省が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱（平成20・10・31財資第1号）に基づく太陽光発電普及拡大センターから交付される住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助金交付決定通知書を提出する場合は、第1号から第4号までの書類を省略することができる。」を「この場合において、市長は、第3号及び第4号に掲げる書類について原本の確認を行うものとする。」に改め、同項第4号中「書類」の次に「の写し」を加える。

様式第1号中

「

添 付 書 類	<p>※「国補助金の補助金交付決定通知書」の提出をもって、下記（1）～（4）の書類の提出を省略することができます。</p> <p>（1）工事請負契約書（新築住宅を購入した場合は、売買契約書の写し</p> <p>（2）設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し</p> <p>（3）電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約書の写し</p> <p>（4）電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類</p> <p>（5）市税の納税証明書</p> <p>（6）住民票の写し</p> <p>（7）発電システムの設置場所の状況を示す写真</p> <p>（8）その他市長が必要と認める書類</p>
---------	--

」を

「

## 添付書類

- (1) 発電システムの設置に係る工事請負契約書(新築住宅を購入した場合は、売買契約書)の写し  
 (2) 発電システムの設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し  
 (3) 電力会社との再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約書の写し  
 (4) 電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類の写し  
 (5) 市税の納税証明書  
 (6) 住民票の写し  
 (7) 発電システムの設置場所の状況を示す写真  
 (8) その他市長が必要と認める書類  
 ※(3)及び(4)の書類については、原本及び写しを提出してください。原本は還付します。

」に改める。

## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 告示第39号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 受託者の住所・氏名

(1) 大和高田市大字池田418番地1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

## 2 委託した事務の範囲

大和高田市営斎場に係る使用料の領収及び保管

## 3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 告示第40号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1 委託した者

省略(市役所前掲示板に掲示済み)

## 2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)
- 2 平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)

平成28年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ331,810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,577,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 利子割交付金		8,000	5,200	13,200
	1. 利子割交付金	8,000	5,200	13,200
4. 配当割交付金		86,000	△34,900	51,100
	1. 配当割交付金	86,000	△34,900	51,100
5. 株式等譲渡所得割交付金		70,000	△43,400	26,600
	1. 株式等譲渡所得割交付金	70,000	△43,400	26,600
6. 地方消費税交付金		1,011,000	△66,700	944,300
	1. 地方消費税交付金	1,011,000	△66,700	944,300
7. 自動車取得税交付金		25,000	3,000	28,000
	1. 自動車取得税交付金	25,000	3,000	28,000
9. 地方交付税		6,996,000	23,100	7,019,100
	1. 地方交付税	6,996,000	23,100	7,019,100
13. 国庫支出金		4,683,098	△98,100	4,584,998
	1. 国庫負担金	3,866,590	△31,600	3,834,990
	2. 国庫補助金	750,663	△66,500	684,163

14. 県支出金		1,521,564	△33,100	1,488,464
	1. 県負担金	1,105,474	△12,500	1,092,974
	2. 県補助金	298,180	△20,600	277,580
16. 寄附金		3,211	590	3,801
	1. 寄附金	3,211	590	3,801
19. 諸収入		315,069	2,100	317,169
	4. 雑入	299,866	2,100	301,966
20. 市債		2,083,200	△89,600	1,993,600
	1. 市債	2,083,200	△89,600	1,993,600
補正されなかった科目に係る額		8,107,315	0	8,107,315
歳入合計		24,909,457	△331,810	24,577,647

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		247,616	△3,400	244,216
	1. 議会費	247,616	△3,400	244,216
2. 総務費		2,226,344	△20,410	2,205,934
	1. 総務管理費	1,693,029	△9,810	1,683,219
	2. 徴税费	302,816	△10,600	292,216
3. 民生費		11,043,669	△152,300	10,891,369
	1. 社会福祉費	5,333,396	△110,800	5,222,596
	2. 児童福祉費	2,985,259	△41,500	2,943,759
4. 衛生費		2,843,281	△26,600	2,816,681
	1. 保健衛生費	1,018,164	△2,800	1,015,364
	2. 清掃費	1,825,117	△23,800	1,801,317

6. 農林水産業費		125,197	△8,600	116,597
	1. 農業費	125,197	△8,600	116,597
7. 商工費		103,534	△22,000	81,534
	1. 商工費	103,534	△22,000	81,534
8. 土木費		1,702,508	△67,900	1,634,608
	2. 道路橋りょう費	222,387	△61,900	160,487
	4. 都市計画費	1,126,441	0	1,126,441
	5. 住宅費	165,410	△6,000	159,410
9. 消防費		941,844	△4,100	937,744
	1. 消防費	941,844	△4,100	937,744
10. 教育費		3,013,897	△26,500	2,987,397
	1. 教育総務費	412,791	△8,300	404,491
	6. 社会教育費	369,309	500	369,809
	7. 保健体育費	1,067,506	△18,700	1,048,806
補正されなかった科目に係る額		2,661,567	0	2,661,567
歳 出 合 計		24,909,457	△331,810	24,577,647

第2表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

一般廃棄物処理事業(ごみ処理施設)	千円 53,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 47,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以 内(ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
緑化公園整備事業	14,400	〃	〃	〃	14,800	〃	〃	〃
中学校給食施設整備事業	560,100	〃	〃	〃	544,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	820,000	〃	〃	〃	772,100	〃	〃	〃

2 廃止

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良事業	千円 20,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 -	(借入方法) -	% -	-

告示第44号

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成23年告示第54号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「合算額」の次に「に10分の11を乗じて得た額」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

告示第45号

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年告示第139号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本部長、副本部長及び本部員」を「別表に掲げる者」に改め、同条第2項中「、副市長」を「副市長」に改める。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第5条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「本部員の推薦する職員により」を「次に掲げる者のうちから」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 部長級職員が推薦する職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）

第15条の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める職員

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

副市長
市民部長
企画広報課長
人事課長
市民課長
人権施策課長
産業振興課長
自治振興課長
市民協働推進課長
生活安全課長
社会福祉課長
保護課長
児童福祉課長
保育課長

健康増進課長
地域包括支援課長
都市計画課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局青少年課長
教育委員会事務局生涯学習課長

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

告示第57号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成29年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	滞納管理システム調整に伴う変更
使用開始年月日	平成29年4月1日
印影	市長印印影

使用する文書

担当課	収納対策室
文書の名称	催告書 財産照会帳票 他市町村実態調査書 住民票・戸籍謄本交付申請書

告示第59号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年4月3日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車



		車		車		車		車		車
平成29年3月1日	1		2							
平成29年3月2日			1							
平成29年3月3日			1							
平成29年3月6日				1						
平成29年3月7日	1									
平成29年3月10日	2									
平成29年3月14日	1									
平成29年3月27日			1							
平成29年3月29日		1								

## (2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年3月2日	道路	大和高田市大字築山地内	1	
平成29年3月7日	道路	大和高田市大字東中地内	1	
平成29年3月9日	道路	大和高田市大字市場地内	1	
平成29年3月30日	道路	大和高田市大字今里地内	1	

## 3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

## 4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

## 5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

## 6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

## 7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

## 告示第60号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年4月7日

大和高田市長 吉田誠克

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確

認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。

3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課

TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	080-384 6-4631 (不動産)	はり札	1	三和町	平成29年3月 19日	平成29年3 月19日	雲梯資材置き場

**告示第61号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年4月10日

大和高田市長 吉田誠克

閲覧者氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理者名）	請求事由 （利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
NHK放送文化研究所	「2016年6月全国放送サービス接触動向調査」の調査対象者を抽出	平成28年4月 19日	東中1丁目の満7歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「6月全国個人視聴率調査」の調査対象者抽出	平成28年4月 21日	南陽町の7歳以上の男女
日本放送協会(NHK)営業局	「テレビ放送に関するアンケート」の調査対象者抽出	平成28年4月 20日	蔵之宮町、幸町の18歳以上の男女
(株)野村総合研究所	「テレビ視聴に関する調査」の調査対象者抽出	平成28年5月 17日	栄町の16歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「国民生活に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成28年6月 7日	春日町2丁目の満18歳以上の日本人男女
朝日新聞ブランド推進本部マーケティング部	「2016年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」実施の調査対象者抽出	平成28年6月 21日	西三倉堂2丁目の満15歳以上の日本人男女

内閣府大臣官房政府広報室	「地球温暖化対策に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成28年7月12日	片塩町の満18歳以上の日本人男女
(株)時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者抽出	平成28年8月3日	磯野北町の満20歳以上の日本人男女
奈良県健康福祉部長寿社会課	「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」の調査対象者抽出	平成28年8月4日	市内の満40歳以上の住民
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	「なら健康長寿基本計画にかかる健康指標調査」の調査対象者抽出	平成28年9月7日	市内の20歳以上の住民
NHK放送文化研究所	「11月全国個人視聴率調査」の調査対象者抽出	平成28年9月23日	今里町の7歳以上の男女
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	「平成28年度県民健康・食生活実態調査事業業務」の調査対象者抽出	平成28年10月5日	市内の20歳以上の住民
内閣府大臣官房政府広報室	「外交に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成28年10月6日	大字池尻の満18歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「がん対策に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成28年11月8日	本郷町の満18歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「社会意識に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成28年12月13日	旭南町の満18歳以上の日本人男女
日本たばこ産業(株)たばこ事業本部M&S企	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者抽出	平成29年1月12日	永和町の昭和2年5月1日～平成9年4月30日

画部			生まれの男女
NHK放送文化研究所	「テレビとスマートフォンなどの利用についての調査」の調査対象者抽出	平成29年1月18日	大字大谷の13歳以上59歳以下の男女
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年3月23日	南陽町の20歳以上の男女

**告示第62号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年4月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年1月1日から平成29年1月31日までの間

**告示第63号**

平成28年度国民健康保険税第7期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年4月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年度国民健康保険税第7期 平成29年2月23日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示板に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第64号**

平成28年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年4月24日

大和高田市長 吉田誠克

1 この納入通知書の発送年月日

平成29年4月10日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示板に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第64号の2**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年4月10日			1							
平成29年4月11日							4			
平成29年4月13日	1									
平成29年4月18日	1		2							
平成29年4月20日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年4月4日	道路	大和高田市片塩町地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時  
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第65号

平成29年5月10日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。  
平成29年5月2日

大和高田市長 吉田誠克

報第2号 専決処分の報告について

- ・平成28年度 大和高田市一般会計補正予算(第7号)
- ・平成28年度 大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- ・大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例の一部改正について
- ・大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について
- ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第29号 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

公 告

公告第8号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年3月30日

大和高田市長 吉田誠克

1 件 名	大和高田市空家等実態調査及び対策計画策定支援業務
2 業務期間	契約締結日から平成30年3月16日まで
3 業務場所	大和高田市全域
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満た

	<p>しているものとしします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 平成29年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】</li> </ul> <p>(7) 受注者は本業務の遂行に当たり、統括責任者を定め技術者を配置するとともに、事業の実施体制を適格に構築することとし、統括責任者は過去2年間(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間)において、空き家特措法に基づく空家等実態調査業務(不良度判定業務含む。)及び空家等対策計画の策定業務の実務経験を有する者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</li> <li>③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</li> <li>④ 過去2年間(平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間)における空き家特措法に基づく空家等実態調査業務(不良度判定業務含む。)及び空家等対策計画の策定業務の契約書の写し及び統括責任者経歴書(任意様式、当該契約業務実務記載要)</li> </ol> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)としします。</p>

	<p>(4) 受付期間 平成29年3月30日(木)から平成29年4月11日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、平成29年4月10日(月)必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものとし、その結果は、随時、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 随時。原則、申請書の受付日から2日以内(平成29年4月13日(木)まで)に発送します。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月14日(金)午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月17日(月)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月19日(水)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じ</p>



	ることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年4月20日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第9号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 件 名	平成29年度庁用バス運行業務委託
2 委託期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただ

	<p>し、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。</p> <p>(6) 過去5年間のうちに、官公庁においてバス運行業務委託実績を有すること（1 契約の委託期間は半年以上であること。）。</p> <p>(7) 運転者資格（大型二種免許資格）を有している乗務員が3名以上常勤していること。</p> <p>(8) 道路運送上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常勤していること。</p> <p>(9) 大型バスの保管及び管理が可能であること。</p> <p>(10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、適正に運転者の健康管理ができていないこと。</p>
<p>5 競争入札参加資格 確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次の6点とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4（4）に係る暴力団排除に関する誓約書（*）</li> <li>・ 一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送業の免許状の写し</li> <li>・ 過去5年間の官公庁におけるバス運行業務委託実績を証する契約書の写し</li> <li>・ 運転資格者（大型二種免許）一覧及び業務従事予定者（2名以上）の運転免許証（大型二種免許）の写し</li> <li>・ 定期健康診断を受診させ、適切な勤務体制により、業務従事予定者の健康状態が良好に保たれていることを保証する誓約書（*）</li> </ul> <p>このうち、（*）のある各誓約書は本市指定様式によるものとし、様式については申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載していません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。（郵送不可）</p> <p>(4) 申請期間 平成29年4月4日（火）から平成29年4月14日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 申請時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 申請場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>6 競争入札参加資格</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものと</p>

の確認通知	し、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成29年4月17日(月) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
7 質疑等	入札説明書(仕様書)についての質疑及び回答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします) (1) 質疑期限 平成29年4月20日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 担当 米田、松本 FAX(0745)49-0053 (3) 回答期限 平成29年4月21日(金)午後5時まで。回答は、原則、質問者に対してのみ行います。
8 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年4月26日(水)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年4月27日(木)午前10時から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者（2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。）から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第10号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年4月12日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第11号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年4月12日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第12号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年4月12日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第13号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月14日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市文化会館トイレ洋式化改修工事
-------	---------------------

2 工事場所	大和高田市 本郷町 地内（大和高田市文化会館）
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月18日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月17日（月）から平成29年4月21日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月24日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月17日（月）から平成29年4月21日（金）まで</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月27日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月28日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年5月9日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す</p>

	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年5月10日（水）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,600,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

#### 公告第14号

大和高田市立病院医事業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成29年4月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

大和高田市立病院医事業務委託

##### (2) 業務内容

大和高田市立病院医事業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

##### (3) 契約期間

契約締結の日から平成32年9月30日まで

※ 契約締結の日から平成29年9月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

##### (4) 業務履行期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで（36か月）

(5) 履行場所

大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院

(6) 選定方法

大和高田市立病院医事業務委託事業者公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

(7) 委託経費の提案見積上限額（消費税及び地方消費税は含まない。以下同じ。）

¥185,800,000（12か月分）

※初年度（H29年10月～H30年3月）¥92,900,000（6か月）

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県内に本社又は支店等の営業拠点を有すること。
- (4) 平成18年4月1日から平成28年3月31日までの、過去10年間において、一般病床数が200床以上の医療機関において医事業務の受託実績があること。なお、受託実績は業務履行期間を1年間以上とし業務完了したものに限る。
- (5) 仕様書の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財務体制であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 本プロポーザルの応募に必要なプロポーザル実施要領等の必要書類

プロポーザル実施要領、大和高田市立病院医事業務委託仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページ（<http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）へ掲載する。

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページの「新着情報」から必要書類をダウンロードし取得すること。

(1) 掲載期間

公告の日から平成29年5月19日（金）まで

(2) 問合せ先は、次のとおり

〒635-8511 大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院事務局医事課

TEL：0745-53-2901 FAX：0745-53-2908

電子メール：ijika@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

4 参加表明、企画提案に関する問い合わせについて

- (1) 質問の受付期間 公告の日～平成29年5月8日（月）
- (2) 質問方法及び回答方法については、プロポーザル実施要領による。

5 参加表明及び企画提案に関する提出書類の受付

- (1) 受付期間 平成29年5月18日（木）及び同月19日（金）
- (2) 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00は除く。）
- (3) 提出方法 プロポーザル実施要領による。

6 企画提案に対する審査



院内の委託事業者選定委員会において審査基準を基に一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング）を行う。詳しくはプロポーザル実施要領による。

公告第15号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	一般焼却炉1号ガス冷却室更新工事
2 工事場所	大和高田市 今里川合方 地内（大和高田市クリーンセンター）
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月16日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 清掃施設工事において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23に規定する経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が1,200点以上であること。</p> <p>(3) 過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間）に官公庁（公益民間企業等含む。）発注の清掃施設工事（本施設（150トン/日）と同等以上のごみ焼却施設における改修工事等）を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）で1億円以上の施工実績を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 建設業許可証明書等の写し及び経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写し</li> <li>③ 過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間）における清掃施設工事の契約書の写し及び登録内容確認書（コリンズ）等（工事の同等確認できるもの）の写し</li> <li>④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月26日（水）から平成29年5月10日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵送日 平成29年5月11日（木）</li> <li>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</li> <li>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</li> </ul>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配布の期間 平成29年4月26日（水）から平成29年5月10日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</li> <li>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</li> <li>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</li> </ul>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受付期限 平成29年5月22日（月）午後5時まで</li> <li>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</li> <li>(3) 回答期限 平成29年5月23日（火）午後5時まで</li> </ul>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年5月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年5月26日(金) 午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限基準比較価格	¥70,200,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第16号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成29年5月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-79

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成29年4月7日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市・葛城コミュニティセンター条例施行規則（平成7年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第7号中「係員」を「職員」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「係員」を「職員」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 使用中に施設、備品を毀損し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又は賠償すること。

様式第1号中「

使用目的																
使用日時	<table border="0"> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>午前</td><td>午後</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>時 分</td><td>時 分</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>午後</td><td>午後</td> </tr> </table>	年	月	日	午前	午後				時 分	時 分				午後	午後
年	月	日	午前	午後												
			時 分	時 分												
			午後	午後												

」を

「

使用日時	<table border="0"> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>午前</td><td>午後</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>時</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>午後</td><td>午後</td> </tr> </table>	年	月	日	午前	午後				時	時				午後	午後
年	月	日	午前	午後												
			時	時												
			午後	午後												
使用目的																

」に改め、

「

使用責任者	所属団体名 住 所 氏 名 電 話 番 号
-------	--------------------------------

」を

「

使用責任者	(申請者と同一の場合は記入不要) 住所 氏名 電話
-------	------------------------------------

」に改める。

様式第2号中「

使用日時	年 月 日 午前 時 分～ 午前 時 分 午後 午後
使用施設 (室名)	

」を

「

使用日時	年 月 日 午前 時～ 午後 時
使用目的	

」に改め、同様式注意

事項第1号中「使用しないでください」を「使用しないこと」に改め、同様式注意事項第2号中「出入りしないでください」を「出入りしないこと」に改め、同様式注意事項第3号中「使用しないでください」を「使用しないこと」に改め、同様式注意事項第4号中「起こさないようにしてください」を「起こさないこと」に改め、同様式注意事項第5号中「販売しないでください」を「販売しないこと」に改め、同様式注意事項第7号中「係員」を「職員」に、「従ってください」を「従うこと」に改め、同号を同様式注意事項第8号とし、同様式注意事項第6号中「係員」を「職員」に、「受けてください」を「受けること」に改め、同号を同様式注意事項第7号とし、同様式注意事項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 使用中に施設、備品を毀損し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又は賠償すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会告示第8号**

大和高田市教育委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年4月4日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成29年4月7日(金)午後1時30分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 平成29年度大和高田市スカウト運動育成協会 感謝状授与について

第2号 後援願について

第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第6号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年4月7日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年4月14日（金） 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年4月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮義

- 日 時 平成29年5月10日（水） 午後3時
- 場 所 市役所3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
第2号 農地法第4条規定による申請の件  
第3号 農地法第5条規定による申請の件  
第4号 農地法第18条第6項について通知の件  
第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について  
第6号 その他

**公営企業**

**水道事業告示第2-1号**

大和高田市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について廃止する告示

大和高田市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について(平成15年水道局告示第2号)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

平成29年3月31日

大和高田市水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

### 水道事業告示第8号

大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、大和高田市水道事業及び大和高田市下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

1 出納取扱金融機関

株式会社 南都銀行

2 収納取扱金融機関

株式会社 三菱東京UFJ銀行

株式会社 りそな銀行

株式会社 近畿大阪銀行

株式会社 関西アーバン銀行

株式会社 紀陽銀行

株式会社 ゆうちょ銀行（但し、口座振替収納に限る。）

大和信用金庫

奈良中央信用金庫

近畿労働金庫

奈良県農業協同組合

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

### 水道事業告示第9号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成29年5月1日

大和高田市上下水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
浅井水道設備商会	浅井 信好	奈良県磯城郡田原本町大字秦庄531

### 水道事業告示第10号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定

により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成29年5月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
浅井水道設備商会	浅井 宗一	奈良県磯城郡田原本町大字秦庄527-3

水道事業公告第1号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（築山 第2工区）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま



	<p>でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日（水）から平成29年4月11日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日（水）から平成29年4月14日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課</p>

	<p>FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日(金)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥15,550,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p>

	<p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--	---

水道事業公告第2号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月4日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（築山 第1工区）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」</p>

	<p>欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月11日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年4月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月5日(水)から平成29年4月14日(金)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年4月17日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年4月18日(火)午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年4月20日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年4月21日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥15,410,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

### 水道事業公告第3号

#### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年4月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	給配水管移設工事（G04）
2 工事場所	大和高田市 東三倉堂町・南今里町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年7月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓</p>

	<p>約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年4月26日（水）から平成29年5月2日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年5月8日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年4月26日（水）から平成29年5月10日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年5月15日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年5月16日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年5月18日（木）。入札執行日の前日であるため、この</p>

	<p>日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年5月19日(金) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥9,920,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>